

○ 業績目標 1-4-3: 不服申立てへの取組

〔不服申立てに適正・迅速に対応し、納税者の正当な権利利益の救済を図ります。〕

業績目標の内容及び
目標設定の考え方

国税における不服申立制度は、簡易・迅速かつ公正な手続により、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであり、税務行政の適正な執行を担保する上で重要な役割を果たしています。

このため、納税者の理解と信頼を得られるよう、不服申立ての適正・迅速な処理を目指すとともに、より利用しやすい環境の整備を図ります。

上記の「業績目標」を達成するための「施策」

業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理

業 1-4-3-2：裁決事例の公表の充実

関連する内閣の基本方針等

該当なし

施策

業 1-4-3-1：不服申立ての適正・迅速な処理

取組内容

国税の更正・決定などの課税処分や差押えなどの滞納処分等があった場合、その処分に不服のある納税者は、その処分の取消しや変更を求めて、これらの処分を行った税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択して行うことができます。

また、再調査の請求を選択した場合でも税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求を行うことができます。

これらの不服申立てを適正・迅速に処理するために、次のとおり取り組みます。

1. 再調査の請求

国税局・税務署では、再調査の請求の処理に当たって、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正・迅速に処理します。

2. 審査請求

国税不服審判所では、審査請求の処理に当たって、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方から事実関係や主張を聴き、争点を明らかにした上で、自ら調査を行って、公正な第三者的立場で審理し、裁決を適正・迅速に行います。

また、早期に審査請求人に対して審理の手続を説明し、審査請求人と処分を行った税務署長等の双方へ「争点の確認表」や「審理の状況・予定表」を交付するなどにより、審理手続の透明性の確保を図ります。

なお、弁護士や税理士等の民間専門家の高度な専門知識や実務経験を生かすことにより審理の中立性・公正性を一層高めるため、引き続き、事件を担当する国税審判官の半数程度（50名程度）が民間専門家となるよう、外部登用を行います。

定量的な測定指標

[主要] 業1-4-3-1-A-1：「再調査の請求」の3か月以内の処理件数割合 (単位：%)	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
目標値		95	95	95	95	95
実績値		99.9	100	99.5	98.2	

(出所) 課税部審理室、徴収部徴収課調

(注) 処理件数割合は、相互協議（用語集参照）事案、公訴関連事案、国際課税事案及び災害等による調査の中断や納税者の都合によって再調査の請求を3か月以内に処理できなかった事案を除いて算出しています。

(目標値の設定の根拠) 再調査の請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、3か月以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。						
○参考指標1「再調査の請求の状況」						
[主要] 業1-4-3-1-A-2:「審査請求」の1年以内の処理件数割合 (単位: %)	会計年度	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度目標値
	目標値	95	95	95	95	95
	実績値	83.5	92.6	95.4	99.1	
(出所) 国税不服審判所調 (注) 処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間を除いて算出しています。また、令和3年度以降は、これらに加え、災害等又は審査請求人の都合によって調査・審理が中断等した期間を除いて算出しています。 (目標値の設定の根拠) 審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、1年以内の処理件数割合を指標として設定しています。目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ、令和5事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。						
○参考指標2「審査請求の状況」						
○参考指標3「訴訟の状況」						

施策	業1-4-3-2：裁決事例の公表の充実	
取組内容	国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するとの観点から、先例となるような裁決事例について、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、国税不服審判所ホームページ(https://www.kfs.go.jp)に掲載・公表しています。 令和6事務年度においても、先例となるような有用性の高い裁決事例を掲載・公表するとともに、参考判例を付記するなど、公表事例がより有用なものとなるように取り組みます。	
定性的な測定指標		
[主要] 業1-4-3-2-B-1：裁決事例の公表の充実		
(令和6事務年度目標)		
裁決事例の公表の充実を図るため、先例となるような有用性の高い裁決事例を国税不服審判所ホームページに掲載・公表するとともに、参考判例の付記などに取り組みます。		
(目標の設定の根拠)		
裁決事例の公表の充実に取り組むことは、納税者の正当な権利利益の救済を図ること及び税務行政の適正な運営の確保のために重要であることから目標として設定しています。		
○参考指標 1 「国税不服審判所ホームページへのアクセス件数」		

今回廃止した測定指標とその理由	
該当なし	
参考指標	参考指標は、施策ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

業績目標に係る予算額	令和３年度	４年度	５年度	６年度当初	行政事業レビューに係る予算事業 ID
国税不服審判所の運営に必要な経費	4, 675, 575千円	4, 589, 607千円	4, 643, 078千円	4, 580, 253千円	
審査請求の調査及び審理に必要な経費	40, 690千円	51, 506千円	49, 912千円	51, 145千円	
合 計	4, 716, 265千円	4, 641, 113千円	4, 692, 990千円	4, 631, 398千円	

(注) 「業績目標に係る予算額」の表中には、業績目標1-4-3に係る予算額を記載しています。

担当部局名	課税部（審理室）、徴収部（徴収課）、国税不服審判所	実績評価実施予定時期	令和７年10月
-------	---------------------------	------------	---------